

市民後見人養成講座 受講者募集

事前説明会のご案内

「市民後見人」とは・・・

親族や弁護士、司法書士などの専門職以外の市民が、家庭裁判所から選任を受けて、認知症や知的障害、精神障害により、判断能力が十分でない方の財産管理や福祉サービスの利用契約などを本人に代わって行う人です。

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加、核家族化・少子化による家族形態の変化、高齢者・障害者に対する消費者被害の増大により、成年後見制度の利用を必要とする方が増え、「市民後見人」への必要性が高まることが予想されます。今回、その担い手となる「市民後見人」の養成を目的として、平成28年2月から「市民後見人養成講座（基礎編）」を開催します。

「市民後見人養成講座（基礎編）」の受講を希望される方は、講座の趣旨や内容などについてご説明するために、以下のとおり事前説明会を開催しますので、是非ご参加ください。みなさまのご参加をお待ちしております♪（本養成講座の受講により必ずしも、後見人としての活動ができるとは限りません）

日時 平成28年2月8日（月）10：00～11：00
場所 桑名市総合福祉会館 大会議室（桑名市常盤町51番地）
内容 市民後見人養成講座の受講について（講座の趣旨や内容、受講要件等）
申込み先 桑名市社会福祉協議会 桑名市常盤町51番地 電話 22-8218
※事前説明会の日程が合わない場合はご相談ください。

まずは事前説明会
にご参加ください

市民後見人養成講座 受講のながれ

事前説明会

平成28年2月8日（月）
10：00～11：00
桑名市総合福祉会館
大会議室
（桑名市常盤町51番地）

養成講座 基礎編 全3回（内容については裏面）

1回目 平成28年2月19日（金）9：30～16：30
2回目 平成28年3月 4日（金）9：30～15：40
3回目 平成28年3月18日（金）9：30～16：30
桑名市総合福祉会館 大会議室（桑名市常盤町51番地）

対象

- ・市内在住の方
- ・社会貢献活動に関心があり、将来市民後見人として活動が可能な方
- ・養成講座の全日程（基礎編・実践編）を受講可能な方

※実践編は、平成28年5月以降に開催予定

受講料 2,300円（テキスト代の一部として）

養成講座 実践編

平成28年5月
以降に開催予定

主催

桑名市・桑名市社会福祉協議会

問い合わせ・申込み先：

桑名市社会福祉協議会 桑名市常盤町51番地 電話22-8218

市民後見人養成講座（基礎編）

開催日	講座	内容	時間
2月19日 (金)	開講式・オリエンテーション		9:30~9:50
	地域福祉・権利擁護の理念	なぜ後見・日常生活自立支援事業が必要かを伝える	9:50~10:50
	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業の基礎を理解する	11:00~12:00
	成年後見制度概論	成年後見制度の基礎を理解する	13:00~14:00
	成年後見制度の基礎 (法定・任意後見制度)	法定・任意後見制度の基礎を理解する	14:10~15:10
	消費者保護の基礎知識	消費生活被害の防止と対策について理解する	15:20~15:50
	成年後見制度と市町村責任	成年後見制度利用支援事業を理解する	16:00~16:30
3月4日 (金)	障害者の理解（精神障害）	精神障害者の特徴、接し方などを理解する	9:30~10:50
	障害者の理解（知的障害）	知的障害者の特徴、接し方などを理解する	
	障害者施策	障害者手帳、障害者総合支援法、利用方法、サービス内容について理解する	11:00~12:00
	高齢者障害者の医学的基礎知識	高齢者、障害者の医学的基礎知識を理解する	13:00~14:00
	法律の基礎	民法の内、債権、親族、相続の基礎を理解する	14:10~15:40
3月18日 (金)	生活保護制度	生活保護制度の基礎を理解する	9:30~10:30
	高齢者・認知症の理解	高齢者の心身状態の特徴、接し方などを理解する	10:40~12:10
	介護保険制度	介護保険制度、利用方法、サービスの内容、地域包括ケアシステムについて理解する	13:10~14:10
	高齢者・障害者虐待防止法	虐待防止法の概要と虐待サイン発見時の通報義務の周知	14:20~14:50
	市民後見人への期待	親族、専門職とは異なる市民後見人ならではの特徴を理解する	15:00~16:00
	修了式・事務連絡		16:00~16:30